

指定短期入所生活介護事業所
介護予防短期入所生活介護事業所

運 営 規 程

有限会社エリアサポート秋田
ショーステイななかまどの街

平成18年12月20日

平成27年 11月1日改訂

平成30年 12月27日改訂

令和5年 8月1日改訂

第1条 運営規程設置の趣旨

有限会社エリアサポート秋田が開設する事業所「ショーツステイななかまどの街（以下、施設という）」が行う指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護を含む。以下同じ。）事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

第2条 事業の目的

当事業所は、居宅要介護者が本人や家族の事情により、一時的に入所を必要とした時、短期入所をさせ、当該拠点において入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活の世話および機能訓練を行い、継続的な日常生活が営むことができるように支援することを目的とする。

第3条 運営の方針

（1）施設において提供する指定短期入所生活介護は、介護保険法（平成9年法律第123号）並びに関係厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

（2）利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の指定短期入所生活介護計画をもとに、利用者及びその家族のニーズを的確にとらえ、サービスの提供が漫然かつ画一的にならない様に必要な援助を行う。

（3）当事業所は、利用者またはその家族に対し、サービス内容及び提供方法に当たっては懇切丁寧に、わかりやすく説明するものとする。

（4）当事業所は、適切な介護技術を持ってサービスを提供するものとする。（5）常に提供したサービスの質の管理及び評価を行うものとする。

第4条 事業所の名称及び所在地等

当事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- | | |
|----------|----------------------|
| （1）事業所名 | ショーツステイななかまどの街 |
| （2）開設年月日 | 平成19年2月1日 |
| （3）所在地 | 秋田県秋田市御所野下堤2丁目1番7-1号 |
| （4）電話番号 | 018-892-7880 |
| （5）管理者名 | 阿 部 真 |
| （6）事業所番号 | 0570115550 |

第5条 職員の職種、員数及び職務内容

事業所に勤務する管理者及び職員の職種及び員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 代表・管理者（1名）事業の財務及び業務管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員（2名）生活相談員は利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるように施設内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(3) 看護職員（2名以上）看護職員は、健康チェックなどを行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な健康管理・相談及び助言にあたり、状況に応じた処置を行う。

(4) 介護職員（13名以上）介護職員は、短期入所生活介護のサービス提供に当たり、利用者の心身の状況を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

(5) 機能訓練指導員（1名）日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(6) 医師（1名）医師は利用者の健康管理及び保健衛生指導に従事する。

(7) 栄養士（1名以上）利用者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、食品衛生法に定める衛生管理を行う。

第6条 営業日及び営業時間

年間365日（いずれも終日） 24時間体制

第7条 利用定員

宿泊定員 40名

第8条 施設が実施する指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

(1) 食事

- ・直接雇用又は派遣の栄養士が立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事の提供。
- ・利用者の自立支援のため、離床して食事をとることを原則とする。

(2) 入浴

- ・入浴又は清拭を利用日数に応じて行う。
- ・利用者及びご家族の希望を可能な限り応じて入浴介助を行う。

- ・身体状況により、特殊入浴槽を使用して入浴を実施する。

(3) 介護

- ・食事介助、着替え介助、排せつ介助、おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添いなどを実施する。

(4) 健康管理

- ・日々簡単な健康チェック、服薬管理、病状観察等を実施する。

(5) 緊急時の対応

- ・利用者に容態の変化があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族に対し速やかに連絡する。
- ・緊急を要すると判断される病状によっては、救急搬送の手配を行う。

(6) 安全管理

- ・防災、避難訓練等設備を含め、安全面に常時配慮する。

(7) 相談及び援助

- ・利用者の心身の状況を把握し、利用者又はその家族に対してその相談に適切に対処する。

(8) 機能訓練

- ・利用者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活における必要な生活機能の改善又は維持のために機能訓練を実施する。

(9) 送迎

- ・利用者や家族の要望により、送迎車等を使用し送迎を実施する。

第9条 利用料及びその他の費用など

(1) 当事業所が提供する指定短期入所生活介護の利用料は、厚生労働大臣の定める額とする。ただし、当該短期入所生活介護事業所が法定代理受領サービスである時は、その1割とする。

(2) 次条に定める通常の送迎の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合、通常の送迎の実施地域内における送迎に係る費用を超える部分については、利用者の同意を得てから実費の支払いを受けることができる。

(3) 滞在費 1450 円

(4) 食費 (朝食) 365 円 (昼食) 600 円 (夕食) 480 円

(5) 口座引き落とし手数料 200 円 利用料の支払いは、銀行もしくは郵便局口座から指定期日に引き落としを行う。

(6) おむつ代 介護保険給付対象となっているので、利用者負担にはならない。

(7) 指定短期入所生活介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが認

められる費用は実費となる。

※利用者が希望した場合、貸出テレビ利用料1日30円、理美容代1回2800円等実費用が発生することから、利用者負担であることを説明する。

(8) 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示して、当該サービスの内容及び費用を説明したうえで利用者の同意を得る。また、合わせてその支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

第10条 通常の送迎実施地域

通常の送迎の実施地域は秋田市全域とする。

第11条 サービス利用にあたっての留意事項

施設を利用するにあたっては、次のことを留意するものとする。

(1) 他の利用者に重大な影響を及ぼす感染症等が医師の診断で明らかなる場合は利用できないこと。

(2) 予定の変更は前日までに行うこと。

(3) 施設利用中に体調が悪くなった場合又はバイタルチェックにより健康状態が芳しくなく、施設利用が困難と判断された場合は利用の中止を家族に連絡し、送迎によって帰宅する。

(4) 送迎中の途中下車は行わない。

(5) サービス提供中施設からの無断外出は禁止とする。

(6) 日常生活に必要な衣類・常備薬・杖等は持参すること。（契約時の持物説明の指示に従うものとする）

(7) 当該事業所を利用するに当たり、契約及び重要事項に準ずる。

第12条 記録の整備

(1) サービスを提供した際には、その提供日及び内容を利用者に代わって支払を受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(2) 当事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、その他必要な記録及び帳簿を整備し、完結の日から2年間保存するものとする。

第13条 秘密保持

(1) 当事業所従事者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしてはならない。

(2) 当事業者は、従事者であったものに業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれら

の秘密を洩らしてはならない旨に従事者と雇用時に取り決めをしておく。

(3) 当事業所従事者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる時は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は該当家族の同意を、予め得ておくものとする。

第14条 苦情処理

提供した短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善処置、利用者又は家族に対する説明、記録に整備その他必要な措置を講じるものとする。

第15条 身体拘束

サービスの提供にあたり、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、車椅子やベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋を付ける、腰ベルトやY字型抑制帯を付ける、介護衣（つなぎ）を着せる、車椅子テーブルを付ける、ベッド柵を付ける、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体拘束を行わない。また、体罰や虐待などの行為を禁ずる。

(1) 利用者本人または他の利用者の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制御する行為を行わない。

(2) 前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

第16条 損害賠償

利用者に対する短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第17条 衛生管理

(1) 指定短期入所生活介護に使用する備品などを清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

(2) 従事者等は、感染症等に関する知識の習得に努めるものとする。

第18条 緊急時の対応

指定短期入所生活介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じた場合その他必要な場合、速やかに主治医または当該事業者が定

めた協力機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

第19条 非常災害対策

(1) 指定短期入所生活介護の提供中、天災その他の災害が発生した場合、従事者は利用者の避難等適切な措置を講じる。

(2) 管理者は、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知しておく。(3) 非常災害の備え、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。

第20条 職員の服務規律

当事業所職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意する。

(1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇する。

(2) 常に健康に留意し、明朗な態度を持って業務に当たる。

(3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力する。

第21条 職員の質の確保

当事業所職員の資質向上のため、その研修の機会を確保する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内とし、以後3ヶ月間を試用期間とする。(2) 階層別研修 随時

第22条 職員の勤務条件

当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める「指定短期入所生活介護事業所ななかまどの街就業規則」による。

第23条 職員の健康管理

当事業所職員は、事業所が行う年2回の健康診断を受診する。

第24条 その他 この規程に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

付則 この規程は、平成19年2月1日より施行する。

この規程は、令和5年8月1日 付け改訂し施行する。

有限会社エリアサポート秋田
ショートステイななかまどの街
法令遵守規定

第1条 (目的) この規定は、有限会社エリアサポート秋田の健全な運営にあたり、介護保険法及び関係各法令を順守し、かつ的確な業務管理体制を整備するために、コンプライアンスの統制方針、体制及びその具体的な方法・手順について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (定義) コンプライアンスとは、法令、条例、通達など法に加え法人が定める就業規則・諸規定、職員行動指針、寄付行為及びその他マニュアル等を遵守するとともに社会人及び福祉人として求められる倫理・社会規範を全うすることをいう。

第3条 (法令遵守責任者の役割、体制)

1 法令遵守責任者は、法人全体の法令遵守体制の確保のため、法人内の職員に対し、コンプライアンス上の周知徹底、法令遵守における問題点の抽出、チェック、評価等を行い、法人における法令遵守の運営上の総責任者としての役割を担う。

2 法令遵守責任者は、運営委員を任命し、運営委員会を法人内に設置する。

3 法令遵守責任者は、各委員会からの報告を受け、また施設内でコンプライアンス上の問題が発生した場合には、運営委員会においてコンプライアンス検討会議を開催し、その問題解決、処理等の対応に当たる。

なお、コンプライアンス検討会議で討議される具体的な事案は、以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンスに関する重要事項の審議、承認および全体会議に報告。
- (2) 重大なコンプライアンス違反（不祥事を含む）が発生した場合、施設内における調査指示、調査報告の受理、再発防止策の審議、決定及び施設長ならびに運営委員会への報告。
- (3) その他各号に準ずる理由があった時。

4 法令遵守責任者は、施設内にコンプライアンスが日常的に実践されるように運営委員に啓蒙する。

5 法令遵守責任者は、法令遵守体制、法令遵守に係る確認・対応について、その実施状況及び実効性についての妥当性の確認を行い、その結果必要な事項については、運営委員会に対し是正措置又は改善措置を求めるものとする。

第4条 (運営委員の役割)

1 運営委員は、施設内の法令遵守体制の確保のために、日常的に施設内の法令遵守体制性の監督や各職員に対するコンプライアンス指導を実施し、施設内における法令遵守の運営上の責任者としての役割を担う。

2 運営委員は、法令遵守責任者が任命したものとする。

- 3 運営委員は、運営会議等にてコンプライアンス委員会を開催し、適宜議事内容を法令遵守責任者及び全体会議に報告する。
- 4 運営委員は、施設内でコンプライアンス上の問題が発生した場合には、法令遵守責任者に速やかに報告し、コンプライアンス検討会議の決定事項を受けて、その問題の解決、処理等の対応に当たる。

第5条 (運営委員会の役割)

- 1 運営委員会は、運営委員及び各委員会からの報告・相談を受けて、適宜コンプライアンス検討会議を開催し、その問題解決、処理等に当たる。
- 2 運営委員会は、法令遵守責任者を長として、運営委員の出席者で構成される。

第6条 (運営委員会への報告) 運営委員は、前条各項において法令違反、不適合事項、過誤等を確認した場合、速やかにその是正処置を講じるとともに法令遵守責任者及び運営委員会に報告しなければならない。

第7条 (各種法令遵守に係る確認、対応)

- 1 施設内における介護サービスの人員・運営基準等の適合状況については、施設長が日常的に確認する。
- 2 介護サービスの介護請求に当たり、介護サービス記録と請求との誤りの有無については、会計主任と担当者がともに確認し、施設長がそれを最終確認する。
- 3 施設における財務会計の適正処理、不正経理等のチェックは、公認税理士事務所による月次訪問及び決算前の財務監査によって行われる。
- 4 施設の労務管理における労働基準法などの労働諸法令の順守運営状況のチェックは、顧問社会労務士により随時行われる。

第8条 (相談、紹介)

- 1 職員は、業務遂行において、違反行為であるかどうかの判断に迷う時は、独断専行するのではなく、あらかじめ運営委員に相談しなければならない。
- 2 相談内容が法令遵守責任者、運営委員会の能力以上と考えられた場合、顧問弁護士・税理士・社会労務士に必ず専門的な知見を求め、問題処理する必要がある。

第9条 (懲罰) 本規定に定める法令遵守の違反行為を行った者、調査の際に虚偽の報告を行った者、違反行為の隠ぺいを行った者並びに前条における相談・紹介の手順を怠った者については懲罰の対象となることがある。

第10条 (意識啓発、研修)

- 1 運営委員は施設においてコンプライアンスの実践が確実に行われるように、機会あるごとに方針の徹底及び職員への意識啓発を行わなければならない。
- 2 運営委員はコンプライアンスの必要性・重要性について、必要に応じて職員の理解・意識啓発を図るために教育研修を企画、実施しなければならない。

第11条 (改廃) この規定の改廃は、運営委員会を経て施設長が行う。

第12条 この規定は平成25年6月1日より施行される。